別表第一第十五号を次のように改める。

十五　酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　一・一―ジメチルヒドラジンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一―ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第三(一)の項中「頻尿」を「頻尿」に改め、同表(四)の項中「咽頭痛」を「咽頭痛」に、「のど」を「喉」に改め、同表(五)の項中「嗅覚脱失」を「嗅覚脱失」に、「リンパ腺」を「リンパ腺」に改め、同表(八)の項中「口唇」を「口唇」に、「四肢」を「四肢」に、「抑うつ感」を「抑鬱感」に、「振せん」を「振戦」に改め、同表(十)の項中「腫大」を「腫大」に改め、同表(十二)の項中「頻尿」を「頻尿」に改め、同表(十三)の項中「振せん」を「振戦」に改め、同表(十五)の項中「潰瘍」を「潰瘍」に改め、同表(十七)の項中「振せん」を「振戦」に改め、同表(十八)の項中「潰瘍」を「潰瘍」に、「ガス斑」を「ガス斑」に改め、同表(三十七)の項中「頻尿」を「頻尿」に改め、同項を同表(三十九)の項とし、同表(三十六)の項を同表(三十八)の項とし、同表(三十五)の項中「歯牙」を「歯牙」に改め、同項を同表(三十七)の項とし、同表(三十四)の項を同表(三十六)の項とし、同表(三十三)の項中「仮面様顔ぼう」を「仮面様顔貌」に、「振せん」を「振戦」に改め、同項を同表(三十五)の項とし、同表(三十二)の項中「咽頭痛」を「咽頭痛」に改め、同項を同表(三十四)の項とし、同表(三十一)の項中「四肢」を「四肢」に改め、同項を同表(三十三)の項とし、同表(三十)の項を同表(三十二)の項とし、同表(二十九)の項中「歯牙」を「歯牙」に改め、同項を同表(三十一)の項とし、同表(二十八)の項を同表(三十)の項とし、同表(二十七)の項を同表(二十九)の項とし、同表(二十六)の項中「四肢末端」を「四肢末端」に改め、同項を同表(二十八)の項とし、同表(二十五)の項を同表(二十七)の項とし、同表(二十四)の項を同表(二十六)の項とし、同表(二十三)の項中「咽頭痛、咽頭部異和感」を「咽頭痛、咽頭部異和感」に、「咽頭の」を「咽頭の」に改め、同項を同表(二十五)の項とし、同表(二十二)の項中「振せん」を「振戦」に改め、同項を同表(二十四)の項とし、同表(二十一)の項中「咽喉痛」を「咽喉痛」に、「四肢」を「四肢」に改め、同項を同表(二十三)の項とし、同表(二十)の項を同表(二十一)の項とし、同項の次に次のように加える。

(二十二)	一・一―ジメチルヒドラジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　一・一―ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

別表第三(十九)の項を同表(二十)の項とし、同表(十八)の項の次に次のように加える。

(十九)	酸化プロピレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一　業務の経歴の調査 二　作業条件の簡易な調査 三　酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

別表第四(一)の項中「腎盂撮影検査」を「腎盂撮影検査」に改め、同表(六)の項中「リンパ腺」を「リンパ腺」に改め、同表(十)の項中「骨髄性細胞」を「骨髄性細胞」に、「腎機能検査」を「腎機能検査」に改め、同表(十一)の項中「腫大」を「腫大」に改め、同表(三十七)の項中「腎盂撮影検査」を「腎盂撮影検査」に改め、同項を同表(三十九)の項とし、同表(三十六)の項中「腎機能検査」を「腎機能検査」に改め、同項を同表(三十八)の項とし、同表(三十五)の項を同表(三十七)の項とし、同表(二十四)の項から(三十四)の項までを二項ずつ繰り下げ、同表(二十三)の項中「閉塞性呼吸機能検査」を「閉塞性呼吸機能検査」に、「腎機能検査」を「腎機能検査」に改め、同項を同表(二十五)の項とし、同表(二十二)の項を同表(二十四)の項とし、同表(二十一)の項を同表(二十三)の項とし、同表(二十)の項中「腎機能検査」を「腎機能検査」に改め、同項を同表(二十一)の項とし、同項の次に次のように加える。

(二十二)	一・一―ジメチルヒドラジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　肝機能検査

別表第四(十九)の項の次に次のように加える。

(二十)	酸化プロピレン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	一　作業条件の調査 二　医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査

別表第五第六号の次に次の一号を加える。

六の二　酸化プロピレンを含有する製剤その他の物。ただし、酸化プロピレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第五第七号の次に次の一号を加える。

七の二　一・一―ジメチルヒドラジンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一―ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。